

臨床研究に関する基本方針

1. 岡山済生会総合病院及び岡山済生会外来センター病院は、職員が行う臨床研究において、「治験等関連業務に関する契約書（2016年1月1日締結）」に基づき、臨床研究を実施する上で必要な人員の提供、設備の利用、診療情報の共有、緊急時の対応等について連携を行う。
2. 岡山済生会総合病院及び岡山済生会外来センター病院の職員は、岡山済生会総合病院の定める標準業務手順書に従って臨床研究を実施する。
3. 岡山済生会外来センター病院は、岡山済生会総合病院の臨床研究実施医療機関とする。
4. 岡山済生会外来センター病院における臨床研究の管理者としての責務は、岡山済生会総合病院院長が負うものとする。

岡山済生会総合病院 院長

岡山済生会外来センター病院 院長

制定日 2018年9月1日